



市章

彦根市公報

令和6年(2024年)4月15日

第1914号

月曜 日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 条例

- 13 彦根市上下水道事業審議会条例..... 2
- 14 彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 3
- 15 彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例 4
- 16 彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例 5
- 17 彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例 5
- 18 彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 5
- 19 彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例 6
- 20 彦根市介護保険条例の一部を改正する条例 7
- 21 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例..... 8
- 22 彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例 8
- 23 彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例 8
- 24 彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例 8

○ 訓令

- 2 彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令 16
- 3 彦根市家庭児童相談室設置規程の一部を改正する訓令 16
- 4 彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令 16
- 5 彦根市美術展覧会規程の一部を改正する訓令 16
- 6 彦根市建設工事等契約審査委員会規程の一部を改正する訓令 17
- 7 彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令 17

○ 公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 17
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 17
- 彦根市農用地利用集積計画公告..... 18
- 公示送達について公告..... 18
- 令和6年度定期予防接種の実施公告 18

○ 議会訓令

- 1 彦根市議会事務局規程の一部を改正する訓令 20

○ 教育委員会規則

- 1 彦根市就学援助規則の一部を改正する規則 21
- 2 彦根市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 29
- 3 彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部を改正する規則..... 29
- 4 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 29
- 5 彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部を改正する規則 30

○ 教育委員会訓令

- 1 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 30

○ 教育委員会告示

- 7 彦根市就学援助費給付要綱の一部改正 31
- 8 彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正 32

9	彦根市中地区公民館の使用料の徴収事務の委託	34
10	彦根市稲枝地区公民館の使用料の徴収事務の委託	35
11	彦根市西地区公民館の使用料の徴収事務の委託	35
12	彦根市荒神山自然の家の使用料の徴収事務の委託	36
13	指定納付受託者の指定	36
13 の 2	彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の徴収事務の委託	36
○	公平委員会規則	
1	彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	37
○	病院事業管理規程	
3	彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程の一部を改正する規程	37
4	彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程の廃止	38
5	彦根市病院事業の管理運営に関する規程および彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程	38
6	彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程	40
7	彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程	41
8	彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程	41
9	彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	41
10	彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程	43
11	彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	65
○	病院事業告示	
1	彦根市病院事業に係る公金の出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の指定の一部改正	66
○	水道事業管理規程	
1	彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程	66
2	彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程	66
3	彦根市水道事業企業出納員に対する事務委任規程の一部を改正する規程	66
4	彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程	67
○	水道事業告示	
1	公共下水道使用料および水道料金の徴収事務を委託した法人の名称の変更	67
2	彦根市水道事業経営等検討委員会設置要綱の廃止	67
○	消防本部訓令	
1	彦根市消防吏員階級規程の一部を改正する訓令	68

条 例

彦根市上下水道事業審議会条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 13 号

彦根市上下水道事業審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の水道事業および下水道事業の適正かつ安定的な運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 14 条の規定に基づき、彦根市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長(水道事業にあつては、管理者の権限を行う市長。以下同じ。)の諮問に応じ、水道事業および下水道事業の経営に関する重要な方針の決定、経営計画の策定その他の重要な事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 受益者を代表する者
 - (3) その他市長が適当と認める者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長(会長が定められていないときは、市長。次項、第 3 項および次条第 1 項において同じ。)が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議の開催場所に参集することが困難であると会長が認めるときは、映像および音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議に出席することができる。この場合において、委員は、あらかじめ会長にその旨を申し出なければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 審議会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。この場合において、第 2 項の規定は、関係者の出席について準用する。

(会議の特例)

第 7 条 会長は、災害その他会議を招集することができない特別の理由があると認めるときは、前条第 1 項の規定にかかわらず、議事に係る書面を委員に送付し、委員が意見または賛否を書面に記載して議長に提出する方法により会議を開くことができる。

- 2 前項の場合における前条第 2 項から第 6 項までの規定の適用については、同条第 4 項中「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とあるのは「委員の過半数から書面の提出がなければ成立しない」と、同条 5 項中「出席委員」とあるのは「書面の提出があった委員」とし、同条第 2 項および第 6 項は適用しない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(彦根市公共下水道事業審議会条例および彦根市水道料金審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 彦根市公共下水道事業審議会条例(平成元年彦根市条例第 26 号)
 - (2) 彦根市水道料金審議会条例(平成 3 年彦根市条例第 1 号)

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第 17 条の表第 18 条第 4 項の項を削り、同表第 18 条第 5 項第 1 号の項中「育児休業条例」を「彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)」に改める。

第 20 条の表第 18 条第 4 項の項を削り、同表第 18 条第 5 項第 1 号の項中「育児休業条例」を「彦根市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年彦根市条例第 2 号)」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の表および第 20 条の表の改正規定は、公布の日から施行する。

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 15 号

彦根市職員の給与に関する条例および彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

(彦根市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市職員の給与に関する条例(昭和 40 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 10 条第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(7)の 2 在宅勤務等手当

第 14 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域に在勤する職員に係る地域手当の月額、給料および扶養手当の月額の合計額に 100 分の 20 を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第 15 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 15 条の 3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000 円とする。

3 前 2 項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第 5 の 4 の表 4 級の項を次のように改める。

4 級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする副主査の職務 (2) 主査の職務 (3) 係長の職務 (4) 主任保育士の職務 (5) 主任教諭の職務 (6) 副主任保育士の職務 (7) 副主任教諭の職務 (8) 主務の職務
-----	---

(彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例(平成 28 年彦根市条例第 6

号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「単身赴任手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 10 条の 2 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について 1 箇月当たり平均 10 日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 16 号

彦根市建築確認等に関する手数料条例の一部を改正する条例

彦根市建築確認等に関する手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第 3 条の表 (50) の項中「建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)」を「政令」に改め、同項を同表 (52) の項とし、同表 (49) の項の次に次のように加える。

(50) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下この表において「政令」という。)第 137 条の 12 第 6 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	27,000 円
(51) 政令第 137 条の 12 第 7 項の規定に基づく大規模の修繕または大規模の模様替えに係る認定の申請に対する審査の手数料	27,000 円

第 3 条の 7 の表 (7) の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 17 号

彦根市立学校の設置に関する条例および彦根市職員定数条例の一部を改正する条例

(彦根市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第 1 条 彦根市立学校の設置に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部金城幼稚園の項を削る。

(彦根市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 彦根市職員定数条例(昭和 32 年彦根市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「620 人」を「625 人」に改め、同項第 9 号中「174 人」を「169 人」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 18 号

彦根城博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

彦根城博物館の設置および管理に関する条例(昭和 61 年彦根市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

区分		個人	団体
観覧料	一般	700 円	560 円
	小中学生	350 円	280 円
セット券を利用した場合の観覧料	一般	600 円	480 円
	小中学生	300 円	240 円

備考

- 「団体」とは、30 人以上の団体をいう。
- 「セット券」とは、博物館と彦根城内(馬屋、^{き お ぐ ち た も ん や ぐ ら}佐和口多聞櫓および玄宮園を含む。)とを併せて観覧する場合の観覧券をいう。
- 観覧料は、1 人 1 回当たりの額とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 19 号

彦根市城山観覧料徴収条例の一部を改正する条例

彦根市城山観覧料徴収条例(昭和 38 年彦根市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「映画」の次に「、テレビジョンその他これらに類するもの」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 5 条関係)

城内観覧料

区分		観覧料	セット券を利用した場合の観覧料	玄宮園のみの観覧料
個人	一般	1,000 円	900 円	400 円
	小中学生	300 円	250 円	150 円
団体	一般	800 円	720 円	320 円
	小中学生	240 円	200 円	120 円

備考

- 「セット券」とは、城内と彦根城博物館とを併せて観覧する場合の観覧券をいう。
- 「団体」とは、30 人以上の団体をいう。
- 観覧料は、1 人 1 回当たりの額とする。

別表第 2 中「映画」を「映画、テレビジョンその他これらに類するもの」に改める。

別表第 3 中 「

半日	3,000 円
1 日	5,000 円

」 を 「

30 分未満	3,000 円
半日	10,000 円
1 日	20,000 円

」 に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 20 号

彦根市介護保険条例の一部を改正する条例

彦根市介護保険条例(平成 12 年彦根市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条を次のように改める。

(保健福祉事業)

第 8 条 市は、法第 115 条の 49 に規定する要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業、指定居宅サービスおよび指定居宅介護支援の事業ならびに介護保険施設の運営その他の保険給付のために必要な事業その他の必要な事業を行うことができる。

第 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 10 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「第 39 条第 1 項第 1 号」を「第 38 条第 1 項第 1 号」に、「32,400 円」を「33,306 円」に改め、同項第 2 号中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 38 条第 1 項第 2 号」に、「50,400 円」を「50,142 円」に改め、同項第 3 号中「第 39 条第 1 項第 3 号」を「第 38 条第 1 項第 3 号」に、「54,000 円」を「50,508 円」に改め、同項第 4 号中「第 39 条第 1 項第 4 号」を「第 38 条第 1 項第 4 号」に、「64,800 円」を「65,880 円」に改め、同項第 5 号中「第 39 条第 1 項第 5 号」を「第 38 条第 1 項第 5 号」に、「72,000 円」を「73,200 円」に改め、同項第 6 号から第 12 号までを次のように改める。

- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 87,840 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 95,160 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 109,800 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 113,460 円
- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 124,440 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 139,080 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 153,720 円

第 10 条第 1 項第 13 号中「165,600 円」を「168,360 円」に改め、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における次の各号に掲げる規定の基準所得金額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 6 号 1,200,000 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 7 号 2,100,000 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 8 号 3,200,000 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 9 号 4,000,000 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 10 号 6,000,000 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 11 号 8,000,000 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 12 号 10,000,000 円

第 12 条第 3 項中「第 39 条第 1 項第 1 号イ」を「第 38 条第 1 項第 1 号イ」に、「または第 9 号ロ」を「、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロまたは第 12 号ロ」に、「第 9 号まで」を「第 12 号まで」に改める。

付 則

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 10 条および第 12 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 21 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年彦根市条例第 2 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 22 号

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例を廃止する条例

彦根市水泳場の設置および管理に関する条例(昭和 39 年彦根市条例第 47 号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(彦根市観光駐車場条例の一部改正)

2 彦根市観光駐車場条例(昭和 45 年彦根市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に、「水泳場の開設期間中に」を「市長が必要に応じて」に改め、同項ただし書を削る。

別表第 1 および別表第 2 中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に改める。

別表第 3 中「松原水泳場駐車場」を「松原駐車場」に、「期間」を「規定により供用する場合」に改める。

彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 23 号

彦根市立児童遊園設置条例を廃止する条例

彦根市立児童遊園設置条例(昭和 35 年彦根市条例第 15 号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市条例第 24 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 51 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合ならびに」を加え、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 71 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし

書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 71 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 139 条の 3 第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 139 条の 3 第 3 項中「によって」を「により」に改める。

付則第 4 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

(令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第 4 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項および第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 18,050,000 円以下である所得割の納税義務者(次条および付則第 4 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第 34 条の 3、第 34 条の 5 から第 34 条の 8 まで、付則第 4 条第 1 項、付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項、前条、付則第 5 条の 3 第 2 項および付則第 6 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 34 条の 6 第 2 項、第 47 条の 5 第 1 項および前条の規定の適用については、第 34 条の 6 第 2 項および前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項および第 5 条の 8 第 6 項」と、第 47 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「付則第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第 4 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第 4 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第 41 条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第 5 条の 8 第 1 項および第 2 項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を 4 で除して得た金額(当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 3 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第 1 期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 40 条第 1 項に規定する第 1 期の納期(以下この項、次項および次条第 1 項において「第 1 期納期」という。)においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 40 条第 1 項に規定する第 2 期の納期(以下この項および次

条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)および同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(付則第4条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。))の合算額(以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額(以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)ならびに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初

日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を 3 で除して得た金額(当該金額に 100 円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10 月分金額」という。)に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第 1 期納期における税額はないものとし、第 2 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の第 2 期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額およびその者の 10 月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第 1 期納期および第 2 期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額およびその者の 10 月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額およびその者の 10 月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第 1 期納期および第 2 期納期ならびに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第 1 期納期および第 2 期納期ならびに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第 4 条の 7 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第 1 項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。
- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 47 条の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税

額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、または当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第4条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、付則第4条第1項、付則第4条の3の2第1項、付則第4条の4、付則第5条の3第2項および付則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第5条第2項中「前条」を「付則第4条の4」に改め、同条第3項中「第34条の8第1項」の次に「、付則第4条の5第1項および前条」を加え、「同項中」を「第34条の8第1項中」に、「とする」を「と、付則第4条の5第1項中「前条」とあるのは「前条、付則第5条第2項」と、前条中「付則第4条の4」とあるのは「付則第4条の4、次条第2項」とする」に改める。

付則第7条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7 分の 6 とする。

付則第 7 条の 2 第 15 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改め、同条第 19 項を同条第 20 項とし、同条第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同項を同条第 18 項とし、同条第 16 項の次に次の 1 項を加える。

17 法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

付則第 7 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 12 項各号」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号に規定する」を「附則第 7 条第 11 項各号に掲げる」に改め、同項を同条第 10 項とし、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項または第 2 項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 4 項に規定する管理者等から、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 4 項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第 15 条の 7 第 1 項または第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項または第 2 項の規定を適用することができる。

付則第 8 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 8 条の 2 の見出し中「令和 4 年度または令和 5 年度」を「令和 7 年度または令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分または令和 5 年度分」を「令和 7 年度分または令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地または令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地または令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

付則第 9 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」および「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削り、同条第 2 項および第 3 項中「令和 4 年度分および令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項および第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 9 条の 3 中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 10 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」および「(令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を削る。

付則第 12 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

付則第 13 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 付則第 4 条の 5 および付則第 4 条の 8 の規定の適用については、付則第 4 条の 5 第 1 項および付則第 4 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第 13 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第13条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第14条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第15条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第16条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第17条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第4条の5および付則第4条の8の規定の適用については、付則第4条の5第1項および付則第4条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに付則第17条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の2第1項を削り、同条第2項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第1条の2第4項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

付則第2条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)」および「(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第3条および第4条中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

付則第 5 条および第 6 条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付則第 7 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」および「(令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

付則第 10 条中「付則第 2 条、第 3 条」を「付則第 3 条」に改める。

付則第 11 条中「第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項もしくは第 46 項」を「第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項もしくは第 45 項」に改める。

付則第 12 条中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」に、「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の彦根市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 43 号。次条第 3 項において「改正法」という。)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、第 2 条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例(次条において「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 改正法の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(用途変更宅地等および類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する経過措置に係る適用区分)

第 4 条 新都市計画税条例付則第 12 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。この場合において、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税については、同条中「地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)附則第 21 条第 1 項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 7 号)附則第 14 条第 1 項」と、「令和 6 年度から令和 8 年度まで」とあるのは「令和 3 年度から令和 5 年度まで」とする。

訓令

彦根市訓令第2号

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程の一部を改正する訓令

彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程(平成26年彦根市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表半固定型の部ぼうさいひこね 343 の項中「彦根総合運動場 県立彦根球場」を「彦根総合スポーツ公園」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市訓令第3号

彦根市家庭児童相談室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市家庭児童相談室設置規程の一部を改正する訓令

彦根市家庭児童相談室設置規程(平成18年彦根市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市訓令第4号

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程の一部を改正する訓令

彦根市男女共同参画社会づくり推進本部設置規程(平成5年彦根市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「議会事務局次長」を「議会事務局議会課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市訓令第5号

彦根市美術展覧会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市美術展覧会規程の一部を改正する訓令

彦根市美術展覧会規程(令和3年彦根市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「美術工芸」を「工芸」に改める。

第7条第1号中「公開展覧会」を「審査を伴う公募の展覧会」に改め、「発表したもの」の次に「(ウェブサイトで公開したものを含む。)」を加える。

第8条第2項中「美術工芸」を「工芸」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市訓令第 6 号

彦根市建設工事等契約審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市建設工事等契約審査委員会規程の一部を改正する訓令

彦根市建設工事等契約審査委員会規程(平成 3 年彦根市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「農林水産課、文化財課」を「文化財課、農林水産課」に、「において、副主幹が置かれているときは、副主幹」を「は、課長が適当と認める者」に改め、同項ただし書中「農林水産課および文化財課」を「文化財課、農林水産課、建設管理課および市街地整備課」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市訓令第 7 号

彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市契約事務取扱規程の一部を改正する訓令

彦根市契約事務取扱規程(平成 11 年彦根市訓令第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 4 項中「および主査」を「、主査および主務」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
彦根市駅東町 7 番地 2 エムズホーム株式会社 代表取締役 田中 学	彦根市正法寺町字溝内 638 番、639 番 1、640 番 2 および 640 番 4 の一部	2,361.15 m ²	令和 6.3.18	978

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 6 年 3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市出路町字西海道 189 番、189 番 1、189 番 2、189 番 3、192 番、193 番、194 番、213 番 1 お よび 215 番の一部	2,013.05 m ²	令和 6.3.18	979

彦根市農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和6年3月19日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第4項により例による地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市上下水道部上下水道業務課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和6年3月29日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	水道料金 納入通知書(令和6年1月中止分) 水道料金 納入通知書(令和5年12月定例分) 水道料金 督促状(令和5年10月定例分) 水道料金 納入通知書(令和5年8月定例分) 給水契約解除通知書

令和6年度定期予防接種の実施公告

令和6年度における、予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条に規定する定期の予防接種を次のとおり実施する。

令和6年4月1日

彦根市長 和田裕行

1 定期の予防接種(個別接種方式)

予防接種	対象者
結核(BCG)	生後1歳に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎(ポリオ)	1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
5種混合(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風・Hib感染症)	1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
4種混合(ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎(ポリオ)・破傷風)	1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
2種混合(ジフテリア・破傷風)	1期 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2期 11歳以上13歳未満の者(平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に生まれた者)
麻しん風しん混合(MR)	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期 5歳以上7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるものの(平成30年4月2日から平成31年4月1日までに生まれた者) 5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要が

		ないと認められる者を除く。)
麻しん	1 期	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者
	2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日までに生まれた者)
風しん	1 期	生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者
	2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの(平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日までに生まれた者)
日本脳炎	1 期	次のいずれかに該当する者で、過去に日本脳炎第 1 期を接種していないもの ア 生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 イ 平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた 20 歳未満の者
	2 期	次のいずれかに該当する者 ア 9 歳以上 13 歳未満の者 イ 1 期のイに該当し、かつ、過去に日本脳炎 2 期を接種していない者で、20 歳未満のもの
H i b 感染症		生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後 2 月から生後 60 月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症		次のいずれかに該当する者 ア 12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 イ 平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた女子(アに掲げる女子を除く。)
水痘		生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者
B 型肝炎		生後 1 歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	出生 6 週に至った日の翌日から、24 週に至る日の翌日までの間にある者
	五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	出生 6 週に至った日の翌日から、32 週に至る日の翌日までの間にある者
高齢者の肺炎球菌感染症		次のいずれかに該当する者 ア 65 歳の者 イ 60 歳以上 65 歳未満の者で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するものおよびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの
2 実施時期		
年間を通して実施する。		
3 実施場所		
(1) 彦根市個別予防接種指定医療機関		
(2) 滋賀県予防接種広域化事業参加医療機関(かかりつけの医師である等の理由がある場合に限る。)		
4 料金		
無料。ただし、高齢者の肺炎球菌感染症は、自己負担額 2,660 円(生活保護受給者は、全額公費負担)とする。		
5 予防接種を受けられない者		
受けられない者		予防接種
(1) 明らかな発熱を呈している者		全て

(2) 重篤な急性疾患にり患していることが明らかな者	全て
(3) 受ける予防接種の接種成分によって、アナフィラキシー(通常接種後 30 分以内に起こるひどいアレルギー反応をいう。)を呈したことが明らかな者	全て
(4) 結核り患歴・化学予防歴のあることが判明した者、外傷等によるケロイドの認められる者	結核(B C G)
(5) 妊娠していることが明らかな者	生ワクチンを使用する麻しん、風しんおよび水痘
(6) 風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者	風しん(5 期)
(7) H B s 抗原陽性の者の胎内または産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者で、抗 H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの	B 型肝炎
(8) 腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者(その治療が完了した者を除く。)または重症複合免疫不全症の所見が認められる者	ロタウイルス感染症
(9) 肺炎球菌感染症に係る予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者	高齢者の肺炎球菌感染症
(10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者	全て

6 次に該当する者は、予防接種要注意者となるため、接種の前に主治医と十分相談するか、市健康推進課へ相談すること。

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者または全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者
- (7) 結核の予防接種については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (8) ロタウイルス感染症の予防接種については、活動性胃腸疾患、下痢等の胃腸障害のある者

7 予防接種による健康被害救済制度

- (1) 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療を要する、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができる。
- (2) 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金または葬祭料の区分により、法律で定められた金額が支給される。死亡一時金または葬祭料以外については、治療が終了する期間または障害が治癒する期間まで支給される。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前もしくは後に紛れ込んだ感染症または別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種、感染症医療、法律その他の分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができる。
- (3) 給付申請の必要性が生じた場合には、診察した医師および市健康推進課へ相談すること。

議 会 訓 令

彦根市議会訓令第 1 号

彦根市議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市議会議長 上 杉 正 敏

彦根市議会事務局規程の一部を改正する訓令

彦根市議会事務局規程(平成 10 年彦根市議会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「事務局」を「課」に、「庶務係」を「議会総務係」に、「議事係」を「議事調査係」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

事務局に議会課(以下「課」という。)を置く。

第 3 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「次長」を「必要な職員を、課に課長補佐」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

事務局に事務局長を、課に課長を置く。

第 4 条第 2 項中「次長」を「課長」に、「を補佐し」を「の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに」に改め、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 課長補佐は、課長を補佐し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 5 条第 3 号および第 6 条(見出しを含む。)中「次長」を「課長」に改める。

第 7 条第 1 項中「次長」を「課長」に改め、同条第 2 項中「次長」を「課長」に、「あらかじめ議長が指定する職員」を「課長補佐」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、課長補佐が置かれていない場合または課長および課長補佐がともに不在の場合は、あらかじめ議長が指定する職員がその事務を代決する。

第 8 条の表庶務係の項中「庶務係」を「議会総務係」に改め、同項第 8 号中「議会図書室」を「代表者会議」に改め、同項第 12 号を次のように改める。

(12) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

第 8 条の表議事係の項中「議事係」を「議事調査係」に改め、同項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同号の次に次の 1 号を加える。

(13) 議会図書室に関すること。

第 9 条第 1 項中「次長」を「課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会規則

彦根市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 1 号

彦根市就学援助規則の一部を改正する規則

彦根市就学援助規則(昭和 35 年彦根市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「規定する保護者」の次に「その他当該児童および生徒ならびに小学校の就学予定者を現に監護している者」を加える。

第 2 条第 5 号中「(小学校の第 6 学年の児童および中学校の第 2 学年または第 3 学年の生徒に係るもの)」を削り、同条第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号を第 9 号とし、第 12 号を第 10 号とする。

第 3 条中「、彦根市に住所を有し」を削り、「該当する児童、生徒または小学校の就学予定者」の次に「(彦根市に住所を有する者に限る。以下「児童等」という。)」を加え、同条第 1 号中「、通学費および体育実技用具費」を「および通学費」に、「児童、生徒または小学校の就学予定者の保護者」を「児童等」に改める。

第 4 条第 1 項中「児童または生徒に係る」を「児童等に対する」に、「その受給の権限の委任を受けた当該児童または生徒の就学する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して、当該児童または生徒」を「当該児童等」に、「交付すること」を「直接交付すること」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「および医療費」を削り、同項第 2 号中「校長」を「児童または生徒の就学する学校の校長(以下「校長」という。)」に改め、同項第 3 号を削り、同項を同条第 2

項とする。

第 5 条を次のように改める。

(申請手続)

第 5 条 就学援助を受けようとするときは、児童または生徒の保護者は要保護・準要保護児童生徒就学援助費受給申請書(別記様式第 1 号)により、小学校の就学予定者の保護者は児童就学援助費受給申請書(就学予定者用)(別記様式第 1 号の 2)により、教育委員会に申請するものとする。

第 6 条中「提出された」を「前条の規定による申請があったときは、」に、「就学援助受給者承認書(別記様式第 3 号)を児童または生徒に係る認定にあつては当該申請書を提出した校長に交付し、小学校の就学予定者に係る認定にあつては直接当該小学校の就学予定者の保護者に交付する」を「就学援助認定通知書(別記様式第 2 号)または就学援助不認定通知書(別記様式第 3 号)により、当該児童等の保護者に通知するものとする」に改める。

第 7 条中「就学援助児童生徒異動報告書(別記様式第 4 号)」を「要保護・準要保護児童生徒異動報告書(別記様式第 4 号)」に改める。

第 8 条および第 9 条を削り、第 10 条を第 8 条とする。

別記様式第 1 号から別記様式第 4 号までを次のように改める。

別 記

様式第 1 号 (第 5 条関係)

申請番号

彦根市教育委員会 様

要保護・準要保護児童生徒就学援助費受給申請書

年度就学援助費の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申請者 (保護者)	申請年月日	年 月 日	※ 太枠内を記入してください。	
	住所	〒	マンション・アパート名・部屋番号	
		彦根市	(号)	
保護者 氏名			電 話 番 号	
			— —	

1 世帯の状況(※枠が不足する場合は、コピーして2枚目に記入してください。)

小・中学校の 対象児童生徒	フリガナ 氏 名		学 校 名	学年	生 年 月 日
	1		小学校	年	年 月 日
			中学校		
	2		小学校	年	年 月 日
			中学校		
	3		小学校	年	年 月 日
			中学校		
	4		小学校	年	年 月 日
			中学校		
	5		小学校	年	年 月 日
			中学校		

児童生徒以外 の世帯員	氏 名	児童・生徒との続	生 年 月 日	勤務先・学校名
	1 (申請者)		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	2		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	3		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	4		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	
	5		大正 昭和 平成 令和 年 月 日	

2 住宅の状況(※該当する番号に○をしてください。)

1	持 家	
2	借 家	(月額 円) ※共益費等は含みません。

《 裏面も記入ください。 》

3 申請理由

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。		
1	現在、生活保護を受けている。	
2	最近まで生活保護を受けていた。	年 月まで
3	現在、児童扶養手当の支給を受けている。	※ 児童手当ではありません。
4	市民税が非課税である。	※ 対象年度：
5	生活状況が経済的に不安定であり、困っている。 (生活保護基準の1.2以下)	※ 年1月1日時点で彦根市に住民登録が されてない世帯員がいる場合は、前住所地 の市役所等発行の 年度所得証明書を添 付してください。

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。			
※以下の申請は、必要書類の提出が必要です。		対象年度	必要な添付書類
6	個人事業税の減免を受けている。		保護者全員が減免を受けたことを証明 する書類
7	市民税の減免を受けている。		保護者全員が減免を受けたことを証明 する書類
8	固定資産税の減免を受けている。		保護者全員が減免を受けたことを証明 する書類
9	生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている。		貸付けを受けたことを証明する書類
10	国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けている。		保護者全員が減免または徴収猶予を受 けたことを証明する書類
11	国民年金保険料の免除を受けている。		保護者全員が免除を受けたことを証明 する書類
12	職業安定所に日雇労働者として登録されている。		日雇労働者であることを証明する書類

4 同意事項および委任事項

(1) 就学援助費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養
手当受給状況等についての情報を彦根市教育委員会が閲覧することに同意します。

(2) 学校徴収金について、未納が生じた場合は、給付口座を校長口座へ変更することおよび就学援助費を学
校徴収金に充当することに同意します。

(3) 学校徴収金について、未納が生じた場合において、就学援助費の請求、受領、返納等に係る一切の権限
を、対象児童または生徒の在籍する校長に委任します。

彦根市教育委員会 様

委任者
氏名(申請者) _____

5 就学援助費の振込先口座(※申請者名義の口座に限ります。)

金 融 機 関 名		口 座 番 号(右寄せ7桁)					
銀 行							
信用金庫							
農 協							
支 店 名	預金種目	口 座 名 義 人(フリガナを記入)					
支 店	普 通	(フリガナ)					
出張所	・						
代理店	当 座	(氏名)					

6 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定ができないことがあります。
- ア 世帯員等の市民税の申告が 年 月末までに完了していない。
- イ 申請書類または添付書類に不備がある。
- (2) 虚偽の申請を行った場合は、認定を取り消し、就学援助費の返還を命じることがあります。
- (3) 学校給食費については、彦根市就学援助規則第4条の規定により彦根市教育委員会から、直接、学校給食
の管理者に支払いますので、保護者に給付することはありません。ただし、認定月について既に支払われ
ている金額がある場合は、他の援助費と同様に支給します。

様式第 1 号の 2(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市教育委員会 様

住所

申請者 ふりがな 保護者氏名

電話番号

児童就学援助費受給申請書(就学予定者用)

年度の就学援助に係る新入学児童学用品費の入学前給付を受けたいので申請します。

1 対象児童

入学予定小学校	小学校		
ふりがな		生年月日	年 月 日生
児童氏名		性 別	男 ・ 女

2 世帯の状況(世帯全員・上記の児童も記入してください。)

氏 名	続柄	生 年 月 日	勤 務 先 ・ 学 校 名
保護者			
住宅の状況(該当するどちらかに○をしてください。)			持家 ・ 借家

3 申請理由

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。		
1	現在、生活保護を受けている。	
2	最近まで生活保護を受けていた。	年 月 まで
3	現在、児童扶養手当の支給を受けている。	※ 児童手当ではありません。
4	市民税が非課税である。	※ 対象年度：
5	生活状況が経済的に不安定であり、困っている。 (生活保護基準の 1.2 以下)	※ 年 1 月 1 日時点で彦根市に住 民登録がされてない世帯員が いる場合は、前住所地の市役所等 発行の 年度所得証明書を添付 してください。

次のいずれかに当てはまる場合は、該当する番号に○をしてください。		
※以下の申請は、必要書類の提出が必要です。		
6	個人事業税の減免を受けている。	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
7	市民税の減免を受けている。	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
8	固定資産税の減免を受けている。	保護者全員が減免を受けたことを証明する書類
9	生活福祉資金貸付制度による貸付を受けている。	貸付けを受けたことを証明する書類
10	国民健康保険料の減免または徴収猶予を受けている。	保護者全員が減免または徴収猶予を受けたことを証明する書類
11	国民年金保険料の免除を受けている。	保護者全員が免除を受けたことを証明する書類
12	職業安定所に日雇労働者として登録されている。	日雇労働者であることを証明する書類

4 同意事項および誓約事項

就学援助費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を彦根市教育委員会が閲覧することに同意します。

新入学児童学用品費の入学前給付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

1 対象児童について、 年 月 日時点で彦根市に住所があります(異動の予定はありません。)。

2 現在、生活保護費を受給していません(生活保護費から同様の支給があるため。)。

3 (国、彦根市以外の地方公共団体または学校法人の設置する学校に入学予定の場合)他の地方自治体において、同様の申請をしていません。

彦根市教育委員会 様

氏名(保護者) 印

5 振込先

就学援助費に係る新入学児童学用品費の入学前給付は、下記口座へ振り込みを依頼します。

銀 行 信用金庫 農 協	支 店 出張所 代理店	預 金 種 目	普 通 ・ 当 座	口 座 番 号	
		フリガナ			
銀行コード	支店コード	口座名義			

- ※ 申請者名義の口座に限ります。
- ※ 振込口座の情報については、正確に記入し、再度確認をしてください。
- ※ 支店名、口座番号および口座名義人の分かる通帳の写しを添付してください。
- ※ 振り込みをもって就学援助費を受領したものとします。

様式第 2 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

彦根市教育委員会
教育長



就学援助認定通知書

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の給付について、次のとおり認定をしたので通知します。

学 校 ・ 学 年	
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
認 定 日	
認 定 理 由	

様式第 3 号(第 6 条関係)

様

年 月 日

彦根市教育委員会
教育長



就学援助不認定通知書

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の給付について、次のとおり認定をしないこととしたので通知します。

学 校 ・ 学 年	
児 童 ・ 生 徒 名	
保 護 者 名	
不 認 定 日	
不 認 定 理 由	

様式第 4 号 (第 7 条関係)

第 年 月 日

学校 立 校長 印

彦根市教育委員会
教育長 様

要保護・準要保護児童生徒異動報告書

学 年	組	児童生徒氏名	転出・死亡の場合		一般・要保護・準要保護の間の異動	
			異動年月日	異動の内容	異動年月日	異動の内容

* 転出の場合は、転出先を記入してください。

別記様式第 5 号を削る。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 2 号

彦根市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

彦根市教育委員会事務局組織規則(昭和 31 年彦根市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別表視聴覚ライブラリーの項の次に次のように加える。

新図書館整備推進室	新図整
-----------	-----

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 3 号

彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部を改正する規則

彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則(平成 3 年彦根市教育委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「および給食調理員」を「、給食調理員その他必要な職員」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 27 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第 4 号

彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 15 条の見出し中「係」を「室および係」に改め、同条中「係を」を「室および係を」に改め、同条中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 新図書館整備推進室

第 16 条を次のように改める。

(分掌事務)

第 16 条 前条に規定する室および係の分掌事務は、次のとおりとする。

新図書館整備推進室

(1) 新図書館の整備に関すること。

(2) 室内の庶務に関すること。

管理係

(1) 図書館運営の企画、調査、統計および広報に関すること。

(2) 施設および設備の維持管理に関すること。

(3) 関係機関との連絡および調整に関すること。

(4) 図書館の庶務に関すること。

(5) 図書館の資料に関すること。

(6) 「舟橋聖一記念文庫」の管理運営に関すること。

- (7) 図書館協議会に関すること。
(8) その他館内の他係に属しないこと。

図書サービス係

- (1) 図書館サービスおよび読書活動の実施計画に関すること。
(2) 資料の貸出業務および複写サービスに関すること。
(3) 調査および相談業務に関すること。
(4) 移動図書館、福祉サービス等、館外図書サービスに関すること。
(5) 読書の普及奨励に関すること。
(6) 「彦根市視聴覚ライブラリー」に関すること。
(7) 地域文庫活動に関すること。
(8) その他図書館サービスに関すること。

第17条第1項中「、館長」を「館長を、新図書館整備推進室に室長」に改め、同条第3項中「認めたとき」を「認めるとき」に改め、「館次長を」の次に「、新図書館整備推進室に室長補佐を」を加え、同条第4項中「認めたときは、」を「認めるときは、図書館および新図書館整備推進室に」に改め、同条第5項中「図書館」の次に「および新図書館整備推進室」を加える。

第18条第4項中「主幹、副主幹および主査」を「前各項に規定する職以外の職にある職員」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。

第18条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 室長は、教育長の命を受けて新図書館整備推進室の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

第20条を次のように改める。

(事務の代決)

第20条 図書館の事務の代決は、彦根市教育委員会事務決裁規程に定めるところによる。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会規則第5号

彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部を改正する規則

彦根市特別支援教育推進委員会規則(昭和52年彦根市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「50人」を「60人」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

彦根市教育委員会訓令第1号

彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市教育委員会事務決裁規程(平成29年彦根市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「視聴覚ライブラリー館長」の次に「、新図書館整備推進室長」を加え、同

条第8号中「図書館次長」の次に「、新図書館整備推進室長補佐」を加える。

別表第1人事関係の部43の項を次のように改める。

43	会計年度任用職員の任用		○			教育総務課長	人事課長	
----	-------------	--	---	--	--	--------	------	--

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示

彦根市教育委員会告示第7号

彦根市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

彦根市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示

彦根市就学援助費給付要綱(平成9年彦根市教委告示第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第8条」に改める。

第2条第3号中「行われる」の次に「修学旅行以外の」を加え、「修学旅行を除く」を「宿泊を伴う活動は、学年を通じて1回に限る」に改め、同条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「者が」の次に「彦根市立学校に」を加え、同号を同条第7号とし、同条第9号を削り、同条第10号を同条第8号とし、同条第11号中「経費」の次に「(それぞれ初回の購入に要する経費に限る。)」を加え、同号を同条第9号とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護費の教育扶助および生活扶助の対象となった経費については、援助対象経費としない。

第4条第1号中「、通学費および体育実技用具費」を「および通学費」に改め、同条第2号イ(ア)中「失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または」を削る。

第5条第1項中「、児童または生徒にあっては就学する小学校または中学校の校長、小学校の就学予定者にあっては就学する予定の小学校の校長(以下これらを単に「校長」という。)を経由して」を削る。

第6条の見出しを「(校長への通知)」に改め、同条第1項中「前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査した上、その給付の認否を決定し、申請者および校長」を「規則第6条の規定により就学援助の可否を決定したときは、その結果を児童または生徒の就学する学校の校長(以下「校長」という。)」に改め、同項後段を削り、同条第2項および第3項を削る。

第7条第2項中「(その申請の日が月の初日から15日までの間であるときは、当月分)」を削り、同条第3項中「(次条第1項各号に該当することとなった日が月の初日から15日までの間であるときは、当月分)」を削る。

第8条第1項第3号中「教育扶助」の次に「および生活扶助」を加える。

第9条第1項第1号中「。第12条第2項において同じ」および「校長に」を削り、同項第2号中「校長に」を削り、同号ただし書を削り、同項第3号を削り、同項第4号ただし書中「校長を経由して」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号ただし書中「校長を経由して」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「および体育実技用具費」、「通学費にあっては」および「、体育実技用具費にあっては当該用具を購入したことまたは購入することを証する校長の証明」を削り、同号を同項第5号とし、同項第8号中「、校長が作成する対象者の名簿に基づき」および「校長に」を削り、同号を同項第6号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「校長が」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第10条中「および第12条第1項」を削り、「するものとする」を「することができる」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市教育委員会告示第8号

彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月26日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部を改正する告示

彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱(平成16年彦根市教育委員会告示第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、本市に住所を有する者で」を削り、「生徒」の次に「(彦根市に住所を有する者に限る。)」を加え、「保護者または」を「保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他当該児童もしくは生徒を現に監護している者をいう。以下同じ。)または」に改める。

第3条第8号中「により」の次に「彦根市立学校に」を加える。

第5条第1項中「、児童または生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)を経由して」を削る。

第6条中「校長を通じて申請者」を「申請者および児童または生徒の在籍する学校の校長(以下「校長」という。)」に改める。

第7条第2項中「あった場合、その申請が月の初日から15日までの間にあったものについては当月分から、16日から月の末日までの間にあったものについては」を「あった場合は、」に改める。

第8条第2項中「(その日が月の初日から15日までの間に当たるときは当月分)」を削る。

第9条中「次のとおり」を「次に掲げるとおり、保護者に給付するもの」に改め、同条第1号に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要と認める場合は、学期ごとに給付することができる。

第9条第4号に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が必要と認める場合は、学期ごとに給付することができる。

第10条中「原則として」を削り、「するものとする」を「することができる」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第 5 条関係)

申請番号

彦根市教育委員会 様

特別支援教育就学奨励費受給申請書

年度特別支援教育就学奨励費の給付を受けたいので、申請します。

申請者 (保護者)	申請年月日	年 月 日	※ 太枠内を記入してください。	
	住所	〒	マンション・アパート名・部屋番号	
		彦根市	(号)	
	保護者 氏名			電 話 番 号
— —				

1 世帯の状況(※枠が不足する場合は、コピーして2枚目に記入してください。)

小・中学校の 対象児童生徒	フリガナ		学 校 名	学年	生 年 月 日	
	氏 名					
	1			小学校	年	年 月 日
				中学校		
	2			小学校	年	年 月 日
				中学校		
	3			小学校	年	年 月 日
				中学校		
	4			小学校	年	年 月 日
				中学校		
5			小学校	年	年 月 日	
			中学校			

児童生徒以外の 世帯員	氏 名		児童・生徒との 続 柄	生 年 月 日	勤務先・学校名	
	1	(申請者)			大正 昭和 平成 令和	年 月 日
					大正 昭和 平成 令和	年 月 日
					大正 昭和 平成 令和	年 月 日
					大正 昭和 平成 令和	年 月 日
					大正 昭和 平成 令和	年 月 日
5				大正 昭和 平成 令和	年 月 日	

2 住宅の状況(※該当する番号に○をしてください。)

1	持 家
2	借 家 (月額 円) ※共益費等は含みません。

《 裏面も記入ください。 》

3 同意事項、委任事項および誓約事項

- (1) 特別支援教育就学奨励費給付審査のため、私と私の世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を彦根市教育委員会が閲覧することに同意します。
- (2) 学校徴収金について、未納が生じた場合は、給付口座を校長口座へ変更することおよび特別支援教育就学奨励費を学校徴収金に充当することに同意します。
- (3) 学校徴収金について、未納が生じた場合において、特別支援教育就学奨励費の請求、受領、返納等に係る一切の権限を、対象児童または生徒の在籍する校長に委任します。
- (4) 特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者または学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者であり、申請資格を有することを誓約します。

彦根市教育委員会 様

委任者

氏名(申請者)

4 特別支援教育就学奨励費の振込先口座(※申請者名義の口座に限ります。)

金 融 機 関 名		口 座 番 号(右寄せ7桁)					
銀 行 信用金庫 農 協							
支 店 名	預金種目	口 座 名 義 人(フリガナを記入)					
支 店 出張所 代理店	普 通 ・ 当 座	(フリガナ)					
		(氏名)					

5 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、特別支援教育就学奨励費の受給認定ができないことがあります。
- ア 世帯員等の市県民税の申告が 年 月末までに完了していない。
- イ 申請書類に不備がある。
- (2) 虚偽の申請を行った場合は、認定を取り消し、特別支援教育就学奨励費の返還を命じることがあります。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市教育委員会告示第 9 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市中地区公民館の使用料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会

教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市西今町 1051 番地 40
- (2) 名 称 中地区交流の館運営協議会
- (3) 代表者 会長 伊富貴 和 雄

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、彦根市中地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関

する規則(昭和 56 年彦根市教育委員会規則第 2 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第 10 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市稲枝地区公民館の使用料の徴収事務を下記のとおりに委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市金田町 241 番地
- (2) 名 称 稲枝地区公民館運営委員会
- (3) 代表者 委員長 田 村 宗 久

2 委託事務の内容

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、彦根市稲枝地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
- (2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市公民館の管理運営に関する規則(昭和 56 年彦根市教育委員会規則第 2 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、彦根市西地区公民館の使用料の徴収事務を下記のとおりに委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市和田町 2 番地 11
- (2) 名 称 特定非営利活動法人学問のすすめ
- (3) 代表者 理事長 野 坂 喜 則

2 委託した歳入

彦根市公民館の設置および管理に関する条例(昭和 56 年彦根市条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく使用料

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

5 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、彦根市西地区公民館の指定管理者としての地位を有する期間とする。

彦根市教育委員会告示第 12 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根市荒神山自然の家の使用料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市長曾根南町 478 番地
(2) 名 称 高木・技研特別共同体
(3) 代表者 株式会社高木造園 代表取締役 高 木 淳 一

2 委託事務の内容

彦根市荒神山自然の家の設置および管理に関する条例(平成 22 年彦根市条例第 28 号。以下「条例」という。)に基づく使用料の徴収事務

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、彦根市荒神山自然の家の指定管理者としての地位を有する期間とする。

4 収納の方法

- (1) 使用料は、現金で徴収する。
(2) 使用料の徴収の方法は、前号に規定するもののほか、条例、彦根市荒神山自然の家の管理運営に関する規則(平成 28 年彦根市教育委員会規則第 3 号)および彦根市財務規則(平成 5 年彦根市規則第 11 号)の定めるところによる。

彦根市教育委員会告示第 13 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社ジェイエムエス
(2) 所在地 東京都新宿区大久保三丁目 8 番 2 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入

カード等の決済端末による代金決済サービスを利用して納付する彦根城博物館における物品の売払い代金、観覧料および薄茶席利用料

3 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会告示第 13 号の 2

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和 6 年政令第 12 号)附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の徴収事務を委託した。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市教育委員会
教育長 西 嶋 良 年

記

- 1 委託の相手方
- (1) 所在地 東京都新宿区市谷加賀町一丁目 1 番 1 号
- (2) 名 称 株式会社DNPアートコミュニケーションズ
- (3) 代表者 代表取締役 室 田 秀 樹
- 2 委託事務の内容
- 彦根城博物館画像資産貸出しに係る画像利用料の徴収事務
- 3 委託期間
- 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法
- 現金で徴収する。

公平委員会規則

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市公平委員会
委員長 森 野 有 香

彦根市公平委員会規則第 1 号

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

彦根市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41 年彦根市公平委員会規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 議会事務局の項中「次長」を「課長」に、同表市長事務局(出納室を含む。)の項中「センター長」を「センター長 秘書課長補佐」に改める。

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

病院事業管理規程

彦根市病院事業管理規程第 3 号

彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程(令和 4 年彦根市病院事業管理規程第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「および准看護師」を「、准看護師および看護用務員(病棟に勤務し、看護補助業務に専ら従事する職員に限る。以下同じ。)」に改める。

第 3 条中「月額 12,000 円」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 看護師および准看護師 月額 12,000 円

(2) 看護用務員 月額 6,000 円

別表を次のように改める。

別表

1 週間当たりの通常の勤務時間	区分	支給額
30 時間以上 38 時間 45 分未満	看護師および准看護師	月額 9,000 円
	看護用務員	月額 4,500 円
20 時間以上 30 時間未満	看護師および准看護師	月額 6,000 円
	看護用務員	月額 3,000 円
10 時間以上 20 時間未満	看護師および准看護師	月額 3,000 円

	看護用務員	月額 1,500 円
10 時間未満	看護師および准看護師	支給しない
	看護用務員	

付 則

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日から施行し、この規程による改正後の彦根市病院事業職員の給与の種類および基準に関する条例第 23 条に規定する手当に関する規程の規定は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

彦根市病院事業管理規程第 4 号

彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程を廃止する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程を廃止する規程

彦根市病院事業暫定再任用職員の級別職務の標準に関する規程(令和 5 年彦根市病院事業管理規程第 5 号の 3)は、廃止する。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 5 号

彦根市病院事業の管理運営に関する規程および彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業の管理運営に関する規程および彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部を改正する規程

(彦根市病院事業の管理運営に関する規程の一部改正)

第 1 条 彦根市病院事業の管理運営に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「患者家族支援室」を「患者総合支援室」に改め、「入退院支援室」を削り、同条第 8 項を次のように改める。

8 事務局に次の課および係を置く。

企画経理課 企画係、経理係

病院総務課 総務係、施設用度係

職員課 職員係、給与労務係

医事課 医事収納係、診療情報係

第 2 条第 9 項の表病院総務課の項を削り、同表医事課の項中「診療情報管理室」を「診療録管理室」に改める。

第 6 条第 6 項の表患者家族支援室の項および地域医療連携室の項を次のように改める。

患者総合支援室

- (1) 患者の医療相談および苦情・意見に関すること。
- (2) 入退院支援に関すること。
- (3) 地域連携クリティカルパスに関すること。
- (4) 業務に係る統計、申請、報告および届出に関すること。
- (5) 院内診療部門との連絡調整に関すること。
- (6) 室の庶務に関すること。

地域医療連携室

- (1) 地域医療支援病院の要件に関すること。
- (2) 他の医療機関等との連絡、調整等に関すること。

- (3) 入退院の病床管理に関すること。
- (4) がん地域連携パスに関すること。
- (5) セカンドオピニオン外来に係る予約および院内調整に関すること。
- (6) その他地域医療の連携に関すること。
- (7) 室の庶務に関すること。
- (8) センター内の庶務に関すること。
- (9) センター内の他部署との連絡調整に関すること。

第6条第6項の表入退院支援室の項を削り、同条第8項の表を次のように改める。

企画経理課

企画係

- (1) 病院事業に係る総合的な企画および調整に関すること。
- (2) 経営計画および経営分析に関すること。
- (3) 医療DXおよび業務改善の推進に関すること。
- (4) 情報システムに関すること。
- (5) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

経理係

- (1) 予算および決算に関すること。
- (2) 財政計画ならびに資金計画および運用に関すること。
- (3) 現金および有価証券の出納保管に関すること。
- (4) 企業債および一時借入金に関すること。
- (5) 業務状況報告および財務諸表の作成に関すること。
- (6) 出納取扱金融機関に関すること。
- (7) 財産台帳および財産表に関すること。

病院総務課

総務係

- (1) 広報活動に関すること。
- (2) 文書の収受、発送および保管に関すること。
- (3) 公印の保守に関すること。
- (4) 関係機関への許認可の申請、届出等に関すること。
- (5) 院内の各委員会等との調整に関すること。
- (6) 訴訟、調停等の総括に関すること。
- (7) 病院に属する議会関係事務の総括に関すること。
- (8) 病院各部署との連絡調整および管理会議に関すること。
- (9) 各種団体との調整に関すること。
- (10) 災害拠点病院に関すること。
- (11) 事務局内の事務事業の調整その他事務局内の他課に属しないこと。
- (12) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

施設用度係

- (1) 施設、設備および医療機器の整備および維持管理に関すること。
- (2) 用度に関すること。
- (3) 院内の清掃および警備に関すること。
- (4) 病院の防災に関すること。
- (5) 医療廃棄物その他の廃棄物の処理に関すること。
- (6) 施設マネジメントに関すること。

職員課

職員係

- (1) 職員の身分および服務に関すること。
- (2) 職員の人事評価に関すること。
- (3) 臨床研修および専門研修に関すること。
- (4) 病院職員の採用に関すること。
- (5) 職員研修の総括に関すること。
- (6) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

給与労務係

- (1) 職員の給与および福利厚生に関すること。
- (2) 職員の保健衛生および安全管理に関すること。
- (3) 職員の労務管理に関すること。
- (4) 公務災害および通勤災害に関すること。
- (5) 職員住宅等の入退居に関すること。
- (6) 職員互助会に関すること。

医事課

医事収納係

- (1) 患者の受付および入退院に関すること。
- (2) 診療報酬その他の診療に係る請求、調定および収納に関すること。
- (3) 未収金の督促、徴収および管理に関すること。
- (4) 診療上の証明事務に関すること。
- (5) 業務に係る統計、申請、報告および届出に関すること。
- (6) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の取扱いに関すること。
- (7) 病院ボランティアに係る登録および院内連絡調整に関すること。
- (8) 医事システムその他附属システムの管理に関すること。
- (9) 課内の庶務その他課内の他係に属しないこと。

診療情報係

- (1) 施設基準に関すること。
- (2) 診療報酬に関すること。
- (3) 病院統計データの一元管理および分析に関すること。

第6条第9項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同条第14項の表施設マネジメント推進室の項を削り、同表診療情報管理室の項を次のように改める。

診療録管理室	(1) 診療記録の運用および管理に関すること。
	(2) がん登録に関すること。
	(3) 医療指標の分析および公表に関すること。

(彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程の一部改正)

第2条 彦根市病院事業職員の衛生管理に関する規程(平成28年彦根市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別表地域連携センターの項中「患者家族支援室」を「患者総合支援室」に、「入退院支援室および訪問看護ステーション」を「および訪問看護ステーション」に改め、同表事務局の項中「病院総務課」を「企画経理課、病院総務課」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第6号

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業会計規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業会計規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「企業出納員は」の次に「、事務局長、事務局次長、企画経理課長」を加え、「、経営戦略室次長」を削る。

第 9 条から第 113 条までの規定中「病院総務課長」を「企画経理課長」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 7 号

彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業事務決裁規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業事務決裁規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 号中「(経営戦略室次長の所管に関する事項を除く。)」を削る。

第 21 条の見出し中「ならびに経営戦略室次長」を削り、同条第 1 項中「ならびに経営戦略室次長」を削り、同項第 5 号中「(病院総務課長に限る。)」を削り、同項第 8 号および第 9 号中「病院総務課長」を「企画経理課長」に改め、同項第 12 号および第 13 号中「(病院総務課長に限る。)」を削り、同条第 2 項中「、室長および経営戦略室次長」を「および室長」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 8 号

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業文書管理規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業文書管理規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表地域連携センターの部中「患者家族支援室」を「患者総合支援室」に改め、同部入院退院支援室の項を削り、同表事務局の部中「病院総務課」を「企画経理課」に、「病総」を「病企」に、「病院総務課施設マネジメント推進室」を「病院総務課」に、「病施」を「病総」に、「医事課診療情報管理室」を「医事課診療録管理室」に、「病情」を「病録」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 9 号

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の給与に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 1 の表 2 級の項を次のように改める。

2 級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする主事または技師の職務
	(2) 主任主事の職務

別表第 3 の 1 の表 3 級の項に次の 1 号を加える。

(3) 副主務の職務

別表第 3 の 2 (2) の表 2 級の項および 3 級の項を次のように改める。

2 級	(1) 相当な経験を必要とする病院技師の職務 (2) 病院各科主任主事の職務 (3) 病院薬剤部各課主任主事の職務
3 級	(1) 病院各科主任の職務 (2) 病院各科副主務の職務 (3) 病院薬剤部各課主任の職務 (4) 病院薬剤部各課副主務の職務

別表第 3 の 2 (2) の表 5 級の項を次のように改める。

5 級	(1) 相当な経験を必要とする病院各科主査の職務 (2) 相当な経験を必要とする病院各科主務の職務 (3) 相当な経験を必要とする病院薬剤部各課主査の職務 (4) 相当な経験を必要とする病院薬剤部各課主務の職務 (5) 相当な経験を必要とする病院各科科長補佐の職務 (6) 相当な経験を必要とする病院薬剤部各課副主幹の職務 (7) 相当な経験を必要とする病院薬剤部各課課長補佐の職務 (8) 病院各科主幹の職務 (9) 病院薬剤部各課主幹の職務 (10) 病院各科科長の職務 (11) 病院薬剤部各課課長の職務 (12) 病院薬剤部部長補佐の職務
-----	--

別表第 3 の 2 (3) の表 2 級の項に次の 1 号を加える。

(3) 主任主事の職務

別表第 3 の 2 (3) の表 3 級の項を次のように改める。

3 級	(1) 特に困難な業務を処理する准看護師の職務 (2) 相当困難な業務を処理する主任主事の職務 (3) 看護師主任の職務 (4) 副主務の職務
-----	--

別表第 3 の 2 (3) の表 4 級の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 相当困難な業務を処理する副主務の職務

別表第 6 の 1 の表病院において日直勤務に服したとき。の項、病院において宿直または日直勤務に服したとき (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。)。 の項および病院において宿直または日直勤務に服したとき (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間に限る。)。 の項を次のように改める。

病院において日直勤務に服したとき。	医師 (I C U または S C U に限る。)	15,000 円
病院において宿直勤務に服したとき (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。)。	薬剤師	6,600 円
	診療放射線技師	
	臨床工学技士	
	臨床検査技師	
	助産師	
	看護師の管理当直	13,000 円
病院において宿直勤務に服したとき (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間に限る。)。	薬剤師	11,000 円
	診療放射線技師	
	臨床工学技士	
	臨床検査技師	
	助産師	
	看護師の管理当直	18,750 円

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 10 号

彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程
彦根市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(降格の場合の号給)

第 7 条の 2 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に
応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 4 の 2 に定める降格時号
給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合において当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときに
おける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたも
のとして取り扱うものとする。

3 前 2 項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合に
は、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定するこ
とができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給
料月額に達しない額の号給でなければならない。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4(第 7 条関係)

昇格時号給対応表

1 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8

21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31

66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55			
95		53	55			
96		53	55			
97		53	55			
98		54	55			
99		54	55			
100		54	56			
101		54	56			
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			
111		56	57			
112		56	57			

113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

2 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1

31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1
37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	25	30	22	2
47	25	31	23	3
48	26	32	24	4
49	26	33	25	5
50	26	34	26	6
51	26	35	27	7
52	27	36	28	8
53	27	37	29	9
54	27	37	30	9
55	27	38	31	10
56	28	38	32	10
57	28	39	33	11
58	28	39	34	11
59	28	40	35	12
60	29	40	36	12
61	29	41	37	13
62	29	41	37	13
63	30	42	38	14
64	30	42	38	14
65	31	43	39	15
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	
74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	
77		47	43	
78		48	43	

79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	
90		50		
91		50		
92		50		
93		51		
94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

3 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4
21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8

25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	25	30	34	30	30	25
47	26	31	35	31	31	25
48	26	32	36	32	32	25
49	27	33	37	33	33	25
50	27	34	38	33	33	25
51	28	35	39	34	33	26
52	28	36	40	34	34	26
53	29	37	41	35	34	26
54	29	38	42	35	34	26
55	30	39	43	36	35	26
56	30	40	44	36	35	26
57	31	41	45	37	35	27
58	31	42	46	37	36	27
59	32	43	47	38	36	27
60	32	44	48	38	36	27
61	33	45	49	39	37	27
62	33	46	50	39	37	27
63	34	47	51	40	38	28
64	34	48	52	40	38	28
65	35	49	53	41	39	28
66	35	50	54	41	39	
67	36	51	55	41	40	
68	36	52	56	42	40	
69	37	53	57	42	40	

70	37	53	58	42	40	
71	38	54	59	43	40	
72	38	54	60	43	41	
73	39	55	61	43	41	
74	39	55	61	44	41	
75	40	56	62	44	41	
76	40	56	62	44	41	
77	41	57	63	45	42	
78	41	57	63	45	42	
79	41	57	64	45	42	
80	42	58	64	45	42	
81	42	58	65	46	42	
82	42	58	65	46	43	
83	43	59	66	46	43	
84	43	59	66	46	43	
85	43	59	67	47	43	
86		60	67	47		
87		60	68	47		
88		60	68	47		
89		60	69	47		
90		60	70	48		
91		61	71	48		
92		61	72	48		
93		61	73	48		
94		61	73	48		
95		61	74	49		
96		62	74	49		
97		62	74	49		
98		62	74	49		
99		62	74	49		
100		62	74	50		
101		63	74	50		
102		63	74	50		
103		63	74	50		
104		63	74	50		
105		63	74	51		
106			74			
107			74			
108			74			
109			74			
110			74			
111			74			
112			74			
113			74			

4 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26

47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29
51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	41	34	46	42	33
59	42	35	47	43	34
60	42	36	48	44	34
61	43	37	49	45	35
62	43	38	50	46	35
63	44	39	51	47	36
64	44	40	52	48	36
65	45	41	53	49	37
66	46	42	54	50	37
67	47	43	55	51	38
68	48	44	56	52	38
69	49	45	57	53	39
70	50	46	58	53	39
71	51	47	59	54	40
72	52	48	60	54	40
73	53	49	61	55	41
74	54	50	62	55	41
75	55	51	63	56	41
76	56	52	64	56	41
77	57	53	65	57	41
78	58	54	66	58	41
79	59	55	67	59	42
80	60	56	68	60	42
81	61	57	69	61	42
82	62	58	70	61	42
83	63	59	71	62	42
84	64	60	72	62	42
85	65	61	73	63	43
86	65	62	74	63	43
87	66	63	75	64	43
88	66	64	76	64	43
89	67	65	77	65	43
90	67	66	78	65	43
91	68	67	79	66	44

92	68	68	80	66	44
93	69	69	81	67	44
94	70	70	82	67	
95	71	71	83	68	
96	72	72	84	68	
97	73	73	85	68	
98	74	74	85	68	
99	75	75	86	69	
100	76	76	86	69	
101	77	77	87	69	
102	77	78	87	69	
103	78	79	88	70	
104	78	80	88	70	
105	79	81	89	70	
106	79	81	90	70	
107	80	81	91	71	
108	80	82	92	71	
109	81	82	92	71	
110	81	82	92	71	
111	81	83	93	72	
112	81	83	93	72	
113	81	83	93	73	
114	82	84	94		
115	82	84	94		
116	82	84	94		
117	82	85	95		
118	82	85	95		
119	83	85	95		
120	83	85	96		
121	83	86	96		
122	83	86	96		
123	83	86	97		
124	84	86	97		
125	84	87	97		
126	84	87			
127	84	87			
128	84	87			
129	85	88			
130	85	88			
131	85	88			
132	86	88			
133	86	89			
134	86	89			
135	87	89			
136	87	90			
137	87	90			
138	88	90			

139	88	90			
140	88	90			
141	89	91			
142	89	91			
143	89	91			
144	89	91			
145	90	91			
146	90	92			
147	90	92			
148	90	92			
149	91	92			
150	91	92			
151	91	93			
152	91	93			
153	92	93			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 の 2(第 7 条の 2 関係)

降格時号給対応表

1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	38	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	41	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22

11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40
25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	71	45	45	37	37	52
30	74	46	46	38	38	56
31	77	47	47	39	39	77
32	80	48	48	40	40	84
33	83	49	49	41	41	85
34	86	50	50	42	42	85
35	89	51	51	43	43	85
36	92	52	52	44	44	85
37	93	54	53	45	45	85
38	93	56	54	46	46	85
39	93	58	55	47	47	85
40	93	60	56	48	48	85
41	93	61	57	49	50	85
42	93	62	58	50	52	85
43	93	63	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	77	75	57	66	85
50	93	82	78	58	76	85
51	93	87	81	59	88	85
52	93	92	84	60	92	85
53	93	97	88	61	93	85
54	93	102	92	62	93	85
55	93	107	99	63	93	85
56	93	116	106	64	93	85
57	93	125	113	65	93	85

58	93	125	113	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	93	93	
76	93	125	113	93	93	
77	93	125	113	93	93	
78	93	125	113	93	93	
79	93	125	113	93	93	
80	93	125	113	93	93	
81	93	125	113	93	93	
82	93	125	113	93	93	
83	93	125	113	93	93	
84	93	125	113	93	93	
85	93	125	113	93	93	
86	93	125	113	93		
87	93	125	113	93		
88	93	125	113	93		
89	93	125	113	93		
90	93	125	113	93		
91	93	125	113	93		
92	93	125	113	93		
93	93	125	113	93		
94	93	125				
95	93	125				
96	93	125				
97	93	125				
98	93	125				
99	93	125				
100	93	125				
101	93	125				
102	93	125				

103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				
112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

2 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65

22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	47	41	49	
26	51	42	50	
27	55	43	51	
28	59	44	52	
29	62	45	53	
30	64	46	54	
31	65	47	55	
32	65	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	
38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	
48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		

68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		
74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

3 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30

15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	46	41	37	41	41	50
26	48	42	38	42	42	56
27	50	43	39	43	43	62
28	52	44	40	44	44	65
29	54	45	41	45	45	65
30	56	46	42	46	46	65
31	58	47	43	47	47	65
32	60	48	44	48	48	65
33	62	49	45	50	51	65
34	64	50	46	52	54	65
35	66	51	47	54	57	65
36	68	52	48	56	60	65
37	70	53	49	58	62	65
38	72	54	50	60	64	65
39	74	55	51	62	66	65
40	76	56	52	64	71	65
41	79	57	53	67	76	65
42	82	58	54	70	81	65
43	85	59	55	73	85	65
44	85	60	56	76	85	65
45	85	61	57	80	85	65
46	85	62	58	84	85	65
47	85	63	59	89	85	65
48	85	64	60	94	85	65
49	85	65	61	99	85	65
50	85	66	62	104	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	79	69	105	85	
58	85	82	70	105	85	
59	85	85	71	105	85	
60	85	90	72	105	85	
61	85	95	74	105	85	

62	85	100	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				

107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

4 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	24	33	21	25	29
10	25	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	28	36	24	28	32
13	29	37	25	29	33
14	30	38	26	30	34
15	31	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68

39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	58	65	53	57	78
42	60	66	54	58	84
43	62	67	55	59	90
44	64	68	56	60	93
45	65	69	57	61	93
46	66	70	58	62	93
47	67	71	59	63	93
48	68	72	60	64	93
49	69	73	61	65	93
50	70	74	62	66	93
51	71	75	63	67	93
52	72	76	64	68	93
53	73	77	65	70	93
54	74	78	66	72	93
55	75	79	67	74	93
56	76	80	68	76	93
57	77	81	69	77	93
58	78	82	70	78	93
59	79	83	71	79	93
60	80	84	72	80	93
61	81	85	73	82	93
62	82	86	74	84	93
63	83	87	75	86	93
64	84	88	76	88	93
65	86	89	77	90	93
66	88	90	78	92	93
67	90	91	79	94	93
68	92	92	80	98	93
69	93	93	81	102	93
70	94	94	82	106	
71	95	95	83	110	
72	96	96	84	112	
73	97	97	85	113	
74	98	98	86	113	
75	99	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	113	107	93	113	
82	118	110	94	113	
83	123	113	95	113	

84	128	116	96	113	
85	131	120	98	113	
86	134	124	100	113	
87	137	128	102	113	
88	140	132	104	113	
89	144	135	105	113	
90	148	140	106	113	
91	152	145	107	113	
92	156	150	110	113	
93	159	153	113	113	
94	162	153	116		
95	165	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			
124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				

129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

付 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市病院事業管理規程第 11 号

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市病院事業管理者 金 子 隆 昭

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

彦根市病院事業職員の特殊勤務手当に関する規程(平成 28 年彦根市病院事業管理規程第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号を次のように改める。

(8) 救急医療体制手当

第 10 条を次のように改める。

(救急医療体制手当)

第 10 条 医師が、正規の勤務時間以外の時間または週休日もしくは休日において、救急患者の診療業務に従事した場合は、1 日につき 10,000 円を支給する。

第 21 条中「月額 200,000 円を超えない範囲内で従事する医師の人数等に応じて管理者が定める額」を「1 日につき 7,000 円」に改める。

付則第 2 項中「同年 9 月 30 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、改正後の付則第 2 項の規定は、令和 5 年 9 月 30 日から適用する。

病院事業告示

彦根市病院事業告示第1号

彦根市病院事業に係る公金の出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市病院事業管理者 金子 隆 昭

彦根市病院事業に係る公金の出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示

彦根市病院事業に係る公金の出納取扱金融機関および収納取扱金融機関の指定(平成28年彦根市病院事業告示第1号)の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

(2) 収納取扱金融機関

株式会社ゆうちょ銀行

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

水道事業管理規程

彦根市水道事業管理規程第1号

彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業事務分掌規程(昭和42年彦根市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第5条の表上下水道総務課上水道総務係の項第18号中「水道料金審議会」を「上下水道事業審議会」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市水道事業管理規程第2号

彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業事務分掌規程(昭和42年彦根市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(部課長等)」に改め、同条第2項中「および主査」を「、主査その他必要な職員」に改める。

第4条に次の1項を加える。

5 前各項に規定する職以外の職にある職員は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

彦根市水道事業管理規程第3号

彦根市水道事業企業出納員に対する事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月1日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市水道事業企業出納員に対する事務委任規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業企業出納員に対する事務委任規程(平成 27 年彦根市水道事業管理規程第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中「、鳥居本出張所長、河瀬出張所長、亀山出張所長、高宮出張所長」を削り、同表に次のように加える。

上下水道部上下水道総務課主務(鳥居本出張所長、河瀬出張所長、亀山出張所長または高宮出張所長を兼務している者に限る。)

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

彦根市水道事業管理規程第 4 号

彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市水道事業会計規程の一部を改正する規程

彦根市水道事業会計規程(平成 26 年彦根市水道事業管理規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 項中「第 33 条の 2」の次に「において準用する地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項」を加え、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第 2 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 22 条第 5 項ならびに第 26 条第 1 項および第 6 項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 107 条第 1 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 1 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 3 号および第 4 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 3 号および第 4 号」に改める。

第 108 条中「第 21 条の 15」を「第 21 条の 14」に改める。

第 109 条中「同規則」を「市契約規則」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

水 道 事 業 告 示

彦根市水道事業告示第 1 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項および地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 33 条の 2 の規定に基づき公共下水道使用料および水道料金の徴収事務を委託した法人の名称の変更があった。

令和 6 年 3 月 18 日

彦根市長 和 田 裕 行

委託の相手方

変更前	変更後(令和 6 年 4 月 1 日以降)
株式会社エコシティサービス	株式会社アウトソーシングトータルサポート

彦根市水道事業告示第 2 号

彦根市水道事業経営等検討委員会設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市水道事業経営等検討委員会設置要綱を廃止する告示

彦根市水道事業経営等検討委員会設置要綱(平成 28 年彦根市水道事業告示第 20 号)は、廃止する。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

消 防 本 部 訓 令

彦根市消防本部訓令第 1 号

彦根市消防吏員階級規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

彦根市消防長 武 山 智 昭

彦根市消防吏員階級規程の一部を改正する訓令

彦根市消防吏員階級規程(昭和 47 年彦根市消防本部訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表消防司令補の項および消防士長の項を次のように改める。

消防司令補	係長 主査 主務	係長 主査 主務	4 級
消防士長	副主査 主任 副主務	副主査 主任 副主務	3 級

付 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。